市有地等無償貸与による脱炭素推進事業

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、市有地等無償貸与による脱炭素推進事業の契約候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

２．業務概要

（１）業務の名称

市有地等無償貸与による脱炭素推進事業（以下「本業務」という。）

（２）業務の内容

別紙１「市有地等無償貸与による脱炭素推進事業仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき、本市が保有する土地や施設、施設の一部（以下「市有地等」という。）を無償貸与することで、提案者が実施する本市域全体の脱炭素につながる取り組みを推進する。

（３）無償貸与期間

契約締結日から各施設で定める期間内で、提案者により提案

次項（イ）自由提案の施設は、契約締結日から２０年以内で、提案者により提案

（４）無償貸与の市有地等

（ア）無償貸与候補から選択

別紙「無償貸与候補」から提案者が希望する市有地等を選択して提案

（イ）自由提案

別紙「無償貸与候補」以外から提案者が希望する市有地等を提案において提示

（５）提案数

１参加者が複数の市有地等に対する企画提案を行うことは可能とするが、同一の市有地等に内容の異なる企画提案を行うことはできない。なお、複数の市有地等に対する企画提案を行う場合、提案の評価は市有地等ごとに行うため、企画提案書は評価しやすい記載とすること。

３．スケジュール

本業務に係るスケジュールは次のとおりである。

なお、スケジュールが変更になる場合は、電子メールにてその旨を通知する。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）公募広告 | 令和５年１１月７日（火） |
| （２）質問書〆切 | 令和５年１１月２４日（金） |
| （３）質問書回答 | 令和５年１１月３０日（木） |
| （４）参加表明書〆切 | 令和５年１２月１２日（火） |
| （５）企画提案書〆切 | 令和５年１２月２５日（月） |
| （６）プレゼンテーション審査 | 令和６年１月２３日（火）～２４日（水） |
| （７）選定結果通知 | 令和６年２月上旬～中旬 |
| （８）委託契約締結 | 令和６年２月下旬～３月上旬 |

４．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
2. 本プロポーザル実施に係る公告の日から契約締結の日までの間において，奄美市の指名停止措置を受けている者でないこと。
3. 地方自治体に対し，本業務と同種・類似の業務を行った実績があること。
4. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし，手続開始の決定後，国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
5. 国税及び地方税を滞納していないこと。
6. 自社の社員や役員等が，奄美市暴力団排除条例（平成25年奄美市条例第7号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また，暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
7. 企画提案書に基づく事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

５．質問の受付及び回答

本業務に関する質問の受付と回答方法は次のとおりである。

1. 質問の受付

ア　提出書類

質問書【様式１】

イ　提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

※電子メール送信後、必ず電話にて受信の確認をすること。

ウ　受付期限

令和５年１１月２４日（金）正午（必着）

エ　提出先

「１３．担当部署」に提出すること。

オ　その他

質問内容には、本要領　２．業務概要（４）無償貸与の市有地等（イ）自由提案で提案を想定している施設の図面や築年数など、提案に必要な情報のうち、本市が共有可能と判断する情報を含む。

1. 回答方法

提出された全ての質問をまとめて、令和５年１１月３０日（木）までに電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

６．参加申し込み

（１）参加申し込みの受付

ア　提出書類

参加表明書【様式２】

イ　提出方法

持参又は電子メールにより提出すること。

※電子メールにて提出の場合、必ず電話にて受信の確認をすること。

ウ　受付期限

令和５年１２月１２日（火）正午（必着）

エ　提出先

「１３．担当部署」に提出すること。

７．必要書類・企画提案書の提出

本プロポーザルに参加申し込みをした者は、次の書類等を提出するものとする。

（１）提出書類及び提出部数

ア　謄本・財務諸表・納税証明書等

登記簿謄本（正本）１部

直近の財務諸表（１期分）１部

法人税の納税証明書（正本）１部

消費税及び地方消費税の納税証明書（正本）１部

イ　業務実績調書【様式３】１部

ウ　業務実施体制表【様式４】１部

エ　会社概要【様式任意】１部　※パンフレット等でも可

以下、オ～クについては製本し、インデックスを付け、簡易なＡ４ファイルにしたものを正本１部（代表者印押印のもの）、副本６部（正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。）を提出すること。

オ　企画提案書等提出書【様式５】

カ　企画提案書【様式任意】

1. 仕様書等の内容を踏まえ、別紙２「市有地等無償貸与による脱炭素推進事業に係る公募型プロポーザル評価基準書」（以下「評価基準書」という。）の「３．評価基準：企画提案書に基づく評価」に記載された評価項目を網羅した提案内容とし、評価項目に沿って記載すること。
2. 企画提案書の様式はＡ４判、横書きで、表紙を除いて１５ページ以内、両面印刷とすること。

キ　工程表【様式任意】

ク　見積書【様式任意】

（２）提出方法

持参又は郵送

※郵送による場合は、簡易書留郵便に限る。

（３）提出期限

令和５年１２月２５日（月）正午（必着）

（４）提出先

「１３．担当部署」に提出すること。

８．選定方法

庁内に設置する「プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。審査においては、評価の合計点が最上位であるものを契約候補者として、次に高い者を次点の候補者として選定する。最高得点者が複数の場合は、評価委員会で協議の上決定する。ただし、合計点が最上位であっても、得点が著しく低い審査項目がある等の場合は、契約候補者に選定しないことがある。また、提案内容によって無償貸与施設の重複がない等の場合は、複数の提案者を選定することもあるほか、審査日程後から選定結果通知までの期間に選定条件に関する協議を、本市から提案者に申し入れる場合がある。

（１）審査日程

令和６年１月２３日（火）～２４日（水）参加表明数に応じて日時を連絡

（２）審査会場

奄美市役所名瀬総合支所　６階中会議室

（３）審査実施概要

ア プレゼンテーションは対面形式で開催する（オンライン参加は不可とする）。

イ プレゼンテーション審査の出席者は企画提案書等提出書【様式５】に記載された者を含む４名以内とし，本業務の管理責任者を含むものとする。

ウ １参加者当たりの持ち時間は６０分以内とし，その内訳は以下のとおりとする。１参加者が複数の市有地等に対する企画提案を行う場合にも、持ち時間は６０分以内とする。

プレゼンテーション及びデモンストレーション３５分以内，質疑応答２５分以内

エ プレゼンテーションでは，提案者による提案内容の全体説明を行う。

オ プレゼンテーション審査には「１３．担当部署」に提出した企画提案書等を資料として用いることとし，追加提案や追加資料の配布は認めない。

カ プレゼンテーションに使用するプロジェクター，スクリーンは，当方で準備する。PC及びHDMI等の接続ケーブル（HDMIの場合，標準サイズのタイプAのみ）は，各自持参すること。その他使用する機器等がある場合は，事前に「１３．担当部署」と協議すること。

（４）選定結果

選定結果は，プレゼンテーション審査の参加者に，自己の結果のみを電子メールにより２月上旬から中旬に通知する。

（５）留意事項

選定結果に対する異議申立てには一切応じない。また，選考方法及び選考内容についての問い合わせにも応じないものとする。

９．参加の辞退

本プロポーザルを辞退する場合は，速やかに「１３．担当部署」に電話連絡の上，辞退届（様式任意）を持参又は郵送にて提出すること。

※電子メールでの提出は不可とする。

１０．失格事項

企画提案書等を提出した参加者又は提出された提案書が，次の各号のいずれかに該当する場合は，その提案を失格とする。

（１）参加資格要件を満たしていない者

（２）提出書類の提出方法，提出先及び提出期限に適合しない場合

（３）提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

（４）提出書類に虚偽の記載があった場合

（５）プレゼンテーション審査に出席しなかった場合

（６）選定の公平性を害する行為があった場合

（７）その他，社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

１１．契約候補者との協議及び契約

契約候補者との無償貸与契約に当たっては，選定された提案内容を基に細部について市と協議し，「２（３）無償貸与期間」内で業務内容を決定した上で締結する。

なお，参加申込みが１者の場合であっても，審査を実施し，その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は，契約候補者として選定し，協議を行う。

契約候補者との協議が整った時点で，地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に定める随意契約を締結するものとする。

１２．その他留意事項

（１）企画提案書等の提出をもって，実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

（２）提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション審査等，本プロポーザルに関する一切の経費は，すべて参加者の負担とする。

（３）市が必要と認めるときは，追加書類の提出を求める場合がある。

（４）提出期限後の書類の提出，再提出，記載内容の修正及び変更は認めない。

（５）企画提案書等，本プロポーザルに係るすべての提出書類は返却しない。

（６）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は，奄美市情報公開条例に基づき，提出書類を公開する場合がある。

（７）電子メール等の通信事故については，本市はいかなる責任も負わない。

１３．担当部署

奄美市　市民環境部　世界自然遺産課　遺産政策係

担当：永井、河野

〒８９４－８５５５

鹿児島県奄美市名瀬幸町２５番８号

電話：０９９７－５２－１１１１　内線５３７１

電子メール：wnhs@city.amami.lg.jp